

■ Article ■

平成 29 年度税制改正大綱の主要課題を見る (1)

拓殖大学准教授 稲葉知恵子

平成 28 年 12 月 22 日に「平成 29 年度税制改正の大綱」が閣議決定された。平成 29 年度税制改正では、基本的考え方として(1)経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革、(2)デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置、(3)中堅・中小事業者の支援、地方創生の促進、(4)経済活動の国際化・ICT 化への対応と租税回避の効果的な抑制、(5)車体課税の見直し、(6)森林吸収源対策、(7)災害に関する税制上の措置、(8)円滑・適正な納税のための環境整備を掲げている。

今回と次回の 2 回にわたって、「平成 29 年度税制改正の大綱」の主要課題について概観する。本稿では法人課税と個人所得課税について扱い、次号で資産課税、消費課税等を扱う。

【法人課税】

法人課税においては、企業の「攻めの投資」や賃上げの促進など経済の好循環を促す取組みを進めるため、研究開発税制の見直し、所得拡大促進税制の見直しがなされた。また、コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備の観点から、法人税等の申告期限について延長可能月数を拡大、インセンティブを付与するための改正、組織再編税制の見直しがなされた。具体的には下記の項目を掲げている¹。

研究開発税制の見直し

・総額型(試験研究費の総額に係る税額控除制度)の税額控除率(現行:8~10%、中小法人 12%)を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(6~14%、中小法人 12~17%)とする制度に改組される。

総額型の税額控除率は下記の通りである。

- イ. 増減割合が 5% 超の場合、税額控除率は $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$
- ロ. 増減割合が 5% 以下の場合、税額控除率は $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$
- ハ. 増減割合が -25% 未満の場合、増減割合は 6%

・高水準型の適用期限を 2 年延長。

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10% を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度について、試験研究費の

1 財務省「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/29taikou_gaiyou.pdf

増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を 2 年延長する。

- ・試験研究費の範囲に、新たなサービスの開発に係る一定の費用を追加。

試験研究費の範囲に追加される一定の費用とは、新たなサービスの開発に係る人件費（その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的な知識を有すると認められる者に係るものに限る。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限る。）並びに委託費（これらの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）である。

- ・特別試験研究費の対象費用や手続きの見直し。

特別試験研究費の対象費用について、現行制度では原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費に限定されているが、その費用の限定を廃止する。また、契約変更前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内にある場合には、特別試験研究費の対象とする。

特別試験研究費の手続きについて、その事業年度における特別試験研究費の額であることの相手方による確認は、費用の明細書と領収証等との突合を要しないこととする。

所得拡大促進税制の見直し

- ・大法人について、平均給与等支給額要件の見直し（現行：前年度超→前年度比 2% 以上増）。

- ・平均給与等支給額が前年度比 2% 以上増加した場合の控除税額の拡充（現行：雇用者給与等支給額の 24 年度からの増加額の 10%→雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の 2%（中小法人 12%）を加算）。

賃上げを促すために、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について見直しがなされた。所得拡大促進税制とは、給与等支給額を増加させた場合、その増加額の 10% を法人税から税額控除できる制度である。大法人について、平均給与等支給要件を前年度比 2% 以上増と改正するとともに、控除税額は雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の 2%（中小法人 12%）を加算する。

コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

- ・法人税の申告期限の特例の見直し。

上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、①会計監査法人設置会社が②事業年度終了後 3 か月を超えて株主総会期日を設定するという 2 つの要件を満たす場合に、確定申告書の提出期限を「事業年度終了日の翌日から 2 か月以内」という提出期限の原則から最大 4 か月延長することが可能となる。

・役員給与等の損金算入要件の見直し（利益連動給与について、株価に連動したものや、複数年度の利益に連動したものを損金算入の対象に追加する等）。

役員給与として損金算入が認められる「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」の 3 類型いずれも見直しがなされた。

「定期同額給与」はその範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。

「事前確定届出給与」は次のイ及びロを対象に加え、ハを対象から除外する。

イ. 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与

ロ. 所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与

ハ. 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与

「利益連動給与」は算定指標の範囲に、「株式の市場価格の状況を示す指標」及び「売上高の状況を示す指標」を加えるとともに、当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることが可能となる。また、同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与が対象に加わる。

・組織再編税制等の見直し（事業の一部を独立会社とする会社分割等について、一定の要件の下で、組織再編税制の対象に追加する等）。

分割型分割や現物分配によるスピノフも組織再編税制の対象に追加し、適格要件を満たした場合譲渡損益の課税を繰り延べることが可能となる。

中堅・中小企業の支援

・地域中核企業向け設備投資促進税制の創設（地域未来投資促進法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除ができる制度を創設）。

・中小企業投資促進税制の拡充（中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物附属設備を対象に追加）。

地方拠点強化税制の拡充

・無期かつフルタイムの新規雇用に対する税額控除額の引上げ等。

【個人所得課税】

平成 29 年度税制改正では、個人所得課税改革の第一弾として配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。来年度以降の税制改正では、所得給与控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」の在り方を見直す²。また、

2 自由民主党・公明党「平成 29 年度税制改正大綱」5 頁。

少額からの積立を促進するため「積立 NISA」を創設する。

具体的には下記の項目を掲げている³。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

・所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を 150 万円に上げた。控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者に係る控除額は次の通りである。この改正は平成 30 年度分以後の所得税について適用する。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円 (33 万円)	48 万円 (38 万円)
900 万円超 950 万円以下	26 万円 (22 万円)	32 万円 (26 万円)
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円 (11 万円)	16 万円 (13 万円)

括弧書きは個人住民税の控除額である。個人住民税については平成 31 年度分以後適用する。

・納税者本人に所得制限を導入した。給与収入金額 1,120 万円 (合計所得金額 900 万円) で控除額が逡減を開始し、1,220 万円 (合計所得金額 1,000 万円) で配偶者控除の適用はできなくなる。

積立 NISA の創設

・積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立 NISA」を創設 (年間投資上限額 40 万円、非課税期間 20 年。現行の NISA (年間投資上限額 120 万円、非課税期間 5 年) とは選択適用)。

財務省「平成 29 年度税制改正の大綱」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf

財務省「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/29taikou_gaiyou.pdf

自由民主党・公明党「平成 29 年度税制改正大綱」

https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf

以上

https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf

3 財務省「平成 29 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/29taikou_gaiyou.pdf